

1 開催日 平成 25 年 11 月 28 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 45 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について ※前回から継続

日程第 3 市教委第 46 号 平成 25 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

日程第 4 市教委第 47 号 高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

日程第 5 市教委第 48 号 行政情報一部公開決定に係る異議申し立てに対する答申及び決定について

4 報告

○高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について

○「いじめ防止対策推進法」の概要及び「いじめ防止等のための基本方針」に基づく対応について

○平成 26 年度教育委員会機構及び定数 (案) について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	森 田 洋 介
	教育政策課教育企画監	野 村 能 教
	学校教育課長	土 居 英 一
	生涯学習課長 (参事)	渡 邊 武
	民権・文化財課長 (参事)	筒 井 秀 一
	人権・こども支援課長	中 田 正 康
	人権・こども支援課生徒指導対策監	横 田 隆
	教育環境支援課長補佐	森 一 正
	学校教育課人事班長	弘 瀬 健一郎
	教育政策課長補佐	高 岡 幸 史
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	横 田 由 紀子

1 平成 25 年 11 月 28 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 10 分 （たかじょう庁舎 6 階人事課会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1121 回高知市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。署名委員は山本委員をお願いします。

それでは、日程第 2 市教委第 45 号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。この件は、前回 19 日臨時会から継続審議となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課、森田でございます。よろしく申し上げます。

先の臨時会でご審議をいただきました「事務の点検及び評価結果報告書について」でございます。臨時会では、それぞれの事業について、ご質問や今後の方向性に関するいろいろなご意見等をいただいたところです。特に、文言修正に至るまでのご指摘等がございましたことから、臨時会後見つけました誤字等のみ事務局で修正をさせていただいたものを、お手元にお配りさせていただいております。もし、よろしければ、お手元の報告書を最終版として、ご承認いただければと考えております。

なお、今後のスケジュールですけれども、12 月には、この報告書を議会のほうに提出いたしまして、経済文教常任委員会でご報告をするとともに、ホームページへも掲載をして市民の皆様へ公表することとしています。

よろしくお願いいいたします。

門田委員長

前回の臨時会で、ご意見をいただいて、しっかり整理をしていただきました。点検・評価結果報告書ですけれども、このことについて、なにかご意見がありましたらお願いいいたします。文言の修正は、特にご意見がなかったように思いますが。特にございませんか。

それでは、この件の質疑はこれで終了いたします。市教委第 45 号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、この案を基本的に了とし、本日の委員会でのご意見、特にありませんでしたので、これを報告書として取りまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

それでは、市教委第 45 号については、報告書の最終取りまとめは私の責任においてさせていただくということで、次の日程第 3 市教委第 46 号「平成 25 年度 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

引き続き説明をさせていただきます。

お手元に配付をしております「高知市教育委員会 11 月定例会議案別紙資料」という A 4 の縦の資

料がございます。63 ページものこちらの資料をご覧ください。この資料に沿って説明をさせていただきます。

その資料の1 ページから3 ページにかけて項目の掲載をしておりますが、12 月の市議会定例会で審議予定の教育委員会からの議案は、補正予算議案が13 件、予算外議案6 件でございます。

それでは、順次説明させていただきます。

はじめに補正予算議案でございます。資料の1 ページをご覧ください。

まず始めに、(1) (2) まとめて説明させていただきます。小・中学校の耐震補強整備事業費でございます。

内容につきましては、昨年度までに実施をしました耐震診断の結果、大地震により倒壊等の恐れがあると判定された旭小学校の校舎など、小学校で8 校9 棟、城西中学校北舎など、中学校で6 校6 棟、合わせまして14 校15 棟について耐震補強工事を実施するもので、補正額としましては、合計で35 億5,200 万円ということになっております。なお、この15 棟につきましては、耐震補強事業の加速化のため、国交付金の前倒し交付決定を受けて実施するものでございます。

次に、(3) (4)を一括で説明をさせていただきます。防災機能強化事業費でございます。

この事業は、平成27 年度末までに、文部科学省から耐震対策を求められております天井高6 m 超え、かつ、面積200 ㎡を超える、吊り天井の耐震対策工事を実施するものでございます。内容であります、十津小学校多目的ホールの吊り天井の耐震対策、それと校舎、屋内運動場の窓ガラスについて強化ガラスへの変更を、補正額2,300 万円で実施するものでございます。

同様に、市立養護学校屋内運動場の、吊り天井の耐震対策並びに校舎、屋内運動場の窓ガラスについて強化ガラスへの変更を、4,600 万円で実施するものでございます。

また、本事業が終了いたしましたら、学校施設の吊り天井の耐震対策は、完了することとなります。

続きまして(5) (6) (7) を説明させていただきます。小・中学校の学校管理費及び高等学校の校舎等施設管理費でございます。

内容につきましては、電気料金単価値上げに伴い、電気料について予算不足が生じる見込みとなったものでございます。補正額につきましては、小学校学校管理費が950 万円、中学校学校管理費が710 万円、高等学校校舎等施設管理費が190 万円となっております。

続きまして、(8) 埋蔵文化財調査事業費でございます。

内容であります、小津町にございます尾戸遺跡地内で計画されております共同住宅用昇降式駐車場棟建築工事に伴い、埋蔵文化財発掘調査を実施するものでございます。調査期間につきましては、平成26 年1 月8 日から2 月28 日を予定しております、補正額161 万円で実施するものでございます。なお、事業費につきましては、調査完了後に、全額原因者に負担いただくこととなっております。

続きまして、(9) (10) 文化プラザ管理運営費及び春野文化ホール管理運営費でございます。

内容でございますが、電気料金単価値上げに伴いまして、指定管理料のうち電気料について予算不足が生じる見込みとなったものでございます。補正額につきましては、文化プラザ管理運営費が350 万円、春野文化ホール管理運営費が50 万円となっております。

続きまして、2 ページのほうにお移りいただきたいと思っております。(11) 土佐山小中学校統合整備事業でございます。

この事業は、平成25 年度当初予算におきまして、25、26 年度の2 か年の継続費を設定し、平成26 年8 月の完成に向けて、現在、土佐山小中学校統合校舎並びに屋内運動場の整備工事を実施しているところでございます。補正予算の内容につきましては、平成25 年度における国交付金などの増額内示及び平成26 年度事業費の25 年度への前倒し内示がありましたことから、継続費の平成25 年度年割額を4 億4,400 万円増額し、併せて財源の組替を行うものでございます。

続きまして、(12)の新図書館等複合施設建設事業費でございます。

本事業の所要額につきましては、本年度当初予算におきまして、平成25 年度から27 年度までの3 年間の継続費として計上をいたしております。本年の9 月補正では、労務単価及び資材単価の上昇に

伴いまして、5億2,000万円を補正したところでございます。

今回の補正予算につきましては、本年10月に決定しました消費税率の引上げ及び実施設計が完了し、県、市の面積按分比が確定したことにより市負担額の増額分を継続費補正するものでございます。内訳といたしましては、消費税率の引上げが1億8,000万円、面積按分比確定による市負担額の増額が、7,000万円でございます。面積按分比による市負担額の増額につきましては、本年8月末に策定しました実施設計により県市間の面積が確定したもので、新図書館の面積が減少し、(仮称)こども科学館の面積が増加したことによるものとなっております。

継続費補正の内容としましては、総事業費62億6,000万円を65億1,000万円に、総額2億5,000万円を増額補正する内容となっております。なお、県は、消費税率引上げ分については、9月補正で予算措置済みとなっております。

また、12月議会におきましては、本予算議案とは別に、県市間で締結しております、新図書館等複合施設整備業務委託契約の一部変更契約締結議案を提出する予定でしたが、残念ながら、新図書館等複合施設建築主体工事が不落という結果になりましたので、今回提出しておりません。今後、設計金額や内容の一部見直しなどを含め、新図書館等複合施設整備業務について、高知県と協議してまいりたいと考えております。

続きまして、(13)繰越明許費の設定でございます。

地方自治法第213条の規定により、平成25年度内に事業が完了できない事業につきまして、平成26年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、議会の承認をいただくものでございます。

繰越明許費の内訳でございますが、先ほど、(1)から(4)でご説明いたしました、耐震補強整備事業費と防災機能強化事業費の全額36億2,100万円と、本年9月議会におきまして補正しました、小・中学校の耐震補強推進事業、耐震補強工事の設計費でございますが、9校10棟分、事業費としまして8,300万円との合計の額となっております。

次に、3ページをご覧くださいと思います。予算外議案の条例議案についてでございます。

はじめに、(1)消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定議案16件について一括して説明させていただきます。

お手元の資料集、9ページから33ページに、それぞれの見直し内容の新旧対照表を添付しております。この16件の条例議案につきましては、平成26年4月からの消費税法の一部改正により、消費税率が5%から8%に引上げとなることから、対象施設等の使用料の改定を行い、条例の一部を改正するものでございます。時間の関係上、詳しい1件ごとの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3ページ(2)高知市立公民館条例の一部を改正する条例議案でございます。

参考資料としまして、別紙資料の41ページから51ページに、新旧対照表を添付しております。

この条例につきましては、先ほどのものと同じように来年4月からの、消費税法の一部改正に伴う使用料の改定を行うものでありますが、併せて、鏡公民館畑川分館、吉原公民館、柿ノ又公民館及び梅ノ木公民館の宿泊利用の場合の使用料につきまして、平成21年度以降、宿泊利用の許可実績がないこと等から、これは50ページから54ページにかけて載っておりますが、別表14宿泊利用の場合の使用料を削除するなど、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、(3)高知市文化プラザ条例の一部を改正する条例議案でございます。

資料の55ページから58ページに、新旧対照表を載せております。

これも先ほどと同様、消費税法の一部改正に伴います使用料の改定を行うものでございます。

また、今回の改正に伴いまして、まんが館観覧料の規定におきまして、料金算定の際に10円未満の端数の金額が発生いたしますことから、10円未満の金額を切り捨てる条項を新たに加えるなど、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、(4)高知市春野文化ホールピアステージ条例の一部を改正する条例議案でございます。別紙資料の60ページに、新旧対照表をつけております。

このピアステージにつきましても、消費税法の一部改正に伴います使用料の改定とともに、全日で予約した場合の使用料と、午前・午後・夜間の区分ごとで予約した場合の使用料の合計金額が、全日予約した場合の使用料と一部一致しない場合がありますことから、全日で予約した場合の使用料に合計額を統一するなど、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、(5)高知市筆山文化会館条例の一部を改正する条例議案でございます。この分も消費税法一部改正に伴う改正と併せて、陶芸窯の使用期間につきまして、現在、1回の使用は窯入れの日から窯出しの日までの期間について、利用区分ごとにそれぞれ3日以内としておりますものを、素焼きは3日以内、本焼きは4日以内に、利用者の実情に合わせるように見直すものでございますが、そのように使用期間を見直すなど条例の一部を改正するものでございます。資料の62ページの方に新旧対照表をつけておりますので、ご参照をお願いいたします。

最後になりましたが、(6)支払督促の申立てについてでございます。

参考資料としまして、資料集63ページに議案書(案)を添付しております。

議案の内容としましては、高知市大学等奨学資金返還金滞納者2件に対しまして、滞納返還金等の支払請求に関する支払督促の申立てをしようとするもので、支払督促の申立てを行う際には、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、市議会の議決が必要となるものでございます。

支払督促申立ての内容につきましては、63ページのその表に記載されております方々に対し、高知市大学等奨学資金貸付金に係る滞納返還金、及び当該返還期限の翌日から支払済みに至るまで、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利子の支払を求め、支払督促の申立てを行うものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関して、質疑等はございませんか。ありましたらお願いいたします。

山本委員

小学校、中学校の耐震補強ですが、今回これを行うことで、全体の何パーセントくらい進んでいくのか教えていただきたい。

教育政策課長

平成24年度末で、耐震化率は68.8%でありました。今年度12棟の耐震補強工事を行っております。75.3%まで上昇するという見込みでございます。合わせて、先ほどご説明しました、今回の補正で耐震工事が進めば、来年度末には85%近くになっていくものと考えております。

門田委員長

他にはございませんか。

消費税が上がったので、ずいぶん数字が細かく訂正されていますけれども、いたしかたないのでしょね。

特にございませんか。なければ、お諮りいたします。市教委第46号「平成25年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、特段意見なしということで、ご異議はありますか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

それでは、市教委第46号は別段意見がないということで決しました。

次に、日程第4市教委第47号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の野村でございます。

平成24、25年度に文部科学省のコミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究を高知市立

学校のうち行川小・中学校，土佐山小学校，土佐山中学校，愛宕中学校，潮江中学校，この5校で指定を受けて研究を進めてきました。来年，平成26年4月からコミュニティ・スクールとしてスタートします。それぞれの学校には，学校運営協議会を設置する必要がありまして，それに関する規則を定めるものでございます。第1条にありますように，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

お手元にホッチキス止めの資料を用意いたしましたので，その条項の47条の5につきましては，資料の4ページから条文解説というところをご覧くださいと思います。

コミュニティ・スクールと申しますのは，「保護者及び地域住民等が一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより，そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに，学校，家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し，一体となって子どもたちの教育に取り組むこと」を目的としております。

第3条には指定期間を3年と定め，再指定することができることとしました。4（委員の構成について）は，第4条に地域住民，保護者，設置校の校長，教職員，学識経験者とし，また，教育委員会が適当であると認める者といたしました。そして委員の数は15人以内とし，任期は1年としました。

次に6ページを見ていただきまして，第8条，会議のところでは，この協議会は，委員の過半数により議事を開くこととし，会議の議事は出席者の過半数で決するとしております。

次に，この学校運営協議会の役割の一つである基本方針の承認につきましては，第9条をご覧くださいと思います。「設置校の校長は次に掲げる事項について，毎年度，基本方針を作成し，協議会の承認を得るものとする。」ということで，教育目標，学校経営計画，教育課程の編成，組織編成に関すること，そして，教育委員会が必要と認める事項について，承認を得るということとしました。校長は，承認を得た基本方針に基づき学校運営を行うこととなります。

第10条には，意見の申出について定められております。学校運営協議会の役割の2つ目になるわけですが「当該設置校の運営に関する事項や職員の人事に関する事項について，教育委員会又は当該設置校の校長に対して意見を述べることができる。」としています。

第11条には，児童生徒や保護者，地域住民等からの意見の把握や情報の提供について定めています。第13条には，指定の取り消し，第14条には委員の解任について定めています。最後に，第16条の施行に関して必要な事項については，教育委員会が定めることとしました。この規則が制定されましたら，施行についての「学校からの申請書様式」や「年次の報告書様式」等について定めることにしたいと考えております。

お手元にもう1つの資料を配布いたしましたので，説明が抜かりました。資料1ページのところには，このコミュニティ・スクール「地域と共に歩む学校づくりを目指して」という文部科学省のリーフレットを印刷いたしました。中央から下のほうを見ていただきましたら，コミュニティ・スクールの全体のイメージ図がありますので，ご覧いただきたいと思っています。そして3ページには，他都市の学校運営協議会規則の状況ということで高知県はじめ6つの都市の規則の状況を一覧にしておりますのでご覧いただきたいと思っています。

以上で説明を終わります。

門田委員長

ただいまの件について，質疑等はございませんか。

松原教育長

意見ですが，10条の2項ですが，「協議会は当該設置校の職員の人事に関する事項について，教育委員会に対して意見を述べることができる。」とあります。こういうことは，確かに文部科学省の法にあるわけですが，個々の人事についても，述べさせるようにするのかどうか。個々の人事の問題は，その限りではないというような形で，全体の構想の人事の問題には意見を言ったとしても，限定したほうがどうかというように思うのですけれども，そのあたりはどうでしょうか。

教育政策課教育企画監

文部科学省の資料1 ページに、人事に関する意見という矢印がございますが、この学校運営協議会の制度の中での一つの目玉的なところではあります。ただ、学校運営協議会が、こういう教育委員会や学校に対しての要望や人事に関する意見を言うことが第1になってしまうと、本来の目的である、学校運営に関して共に責任と権限をもって子どもたちのより良い学校生活をどのようにしていくのか、ということから外れていくのではないかと思います。ですから、この人事に関することについては、学校運営をしていくうえで必要な人事に関することを述べていく、個別というよりも、例えばこういった専門的な分野の先生が次の人事の中であればいいとか、そのような事柄になってくるのではないかと考えています。例えば、2ページを見ていただきますと、Q&Aのところ、Qの5に「学校運営協議会はどのようなことができるのですか?」という項目の中の黒点の5つ目に教職員の任用に関してということで、「若手の先生、体育が得意な先生が必要」「A校長や、B先生に次年度も残ってほしい」などの意見というところが記載をされています。ここが、個々の人事に関することまでできるとなり、それが主眼となってしまふと学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの趣旨から少しはずれてしまふのではないかなと思います。

松原教育長

「誰々先生は残ってほしい。」ということであれば、誰々先生と名指しされても良いと思うのですが、「誰々先生はもう出してほしい。」と、そういう意見があった場合、このような会の中で議論されること自体がどうなのかという問題があると思います。そういった個人的な人事についてはその限りではない、という形の条文にしておいたほうがいいのではないかと思います。そして、解釈の仕方ではそういうことになろうかと思うのですが、逆に言えばこの中にしっかりそこを謳っておったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

教育政策課教育企画監

この資料の8ページを見ていただきますと、文部科学省の条文解釈の第5項「教職員の任用に関する意見」の(3)のところを見ていただきますと、「本項に基づく学校運営協議会の意見は云々」というところで、「一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれについても述べることができます。また、「採用その他の任用」とは採用、転任、承認に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはなりません。」ということで、一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれも述べることができますとここには書かれておりますので、いま教育長から言われたようなところまでは、現状の規則の中では対応していないということになります。

門田委員長

いまの教育長さんの意見にちょっと関連するかもしれませんが、5ページの上の方に設置というところがあって、第2条の中に「協議会は、保護者及び地域住民等が一定の権限及び責任をもって」と書かれています。一定の権限があり一定の責任があるというところで、例えば、権限といったらどういうものがでてくるのか、責任であれば具体的にどういうものがでてくるのかと思ったのですけれども、それに対するイメージがあればお願いします。

教育政策課教育企画監

一つには、第9条のところに基本方針の承認というところがあります。学校長が、第9条の1号から3号までのところについて、毎年基本方針の作成をして協議会の承認を得るものとする。承認を得て、学校運営を行うということですから、その承認をするということが1つの学校運営協議会の委員さんそれぞれの権限に当たるものだと思います。ですから、そこで承認を得る権限をもつわけですから、学校運営に関しては、学校運営協議会の委員さんお一人おひとりが責任を担うということになるかというように考えます。

門田委員長

ということは、校長にも説明責任が生じてくるということになりますよね。
他の委員さんいかがでしょうか。

山本委員

このコミュニティ・スクールの指定を受けているところですが、色々進んでいると思うのですけれども、どういった感じでしょう、今のところ。

教育政策課教育企画監

山本教育委員さんも、土佐山小・中学校の方で昨年度から推進委員会の委員として関わっていただいておりますけれども、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度というものがどのようなものなのかということ、保護者や地域の方に理解していただくのがまず1点です。そして、各学校には開かれた学校づくり推進委員会というものがあって、これまでも学校を開くということで、学校の教育活動について保護者や地域の皆様に情報発信をし、協力を得ながら進めているわけですが、これまでの開かれた学校づくりとどのように違うのかということ、これをまず十分に理解していただく、ということに非常に時間がかかりました。それは、担当からも学校長からもこういったリーフレット等で説明してはいくのですけれども、実際に学校運営協議会の会議を開きながらでないと理解ができないというのが一つ。それから、実際にその責任と権限があると、そこまでの委員になるとちょっと引いてしまうところがあったりもします。そこで、「これまで開かれた学校づくりで進めてきたことに加えて学校運営協議会というものが作られていくのです。」というような説明をしているところです。昨日も、土佐山小・中学校では今年度4回目のコミュニティ・スクールの推進委員会があったわけですが、そこで学校の取組み、地域と一緒に取組みの改善をするためにどういうことを次年度に向けてしたらいいのかという協議を進めております。どうい協議会の中身にするのか、ということが今後の課題。単なる報告事項で終わりではなくて、次の改善へどのように運営協議会の委員で意見を出し合っって次へ進めていくのかというのが一つ、これは土佐山小・中学校だけではなくて他の学校のコミュニティ・スクール推進委員会での一つの課題としております。

門田委員長

他にございますか。

西森委員

いくつか教えてください。

まず、第4条の協議会の委員の構成についてです。他の市町村の例を見ると、関係行政機関職員というのを明示しているところもある一方で、今回の条例では関係行政機関職員というのはいれていない。ということは、15名以内の構成のうちここに書かれている1号ないし5号は最低一人入れないといけなくいけれども、行政機関職員については入れなくても適法であるという、そういうたてりになっていると思うのですけれども、敢えて入れていない理由というのはあるのでしょうか。

教育政策課教育企画監

特段ございません。今年度もコミュニティ・スクール各校で推進会を設置しましたが、私と担当はオブザーバーということで参加をいたしました。ただ、学校によりましては、教育委員会の職員ではなくて、消防署の署長さんに委員になっていただいた学校もございました。そういう意味合いで、行政職につきましては第1項の6号の教育委員会が適当であると認める者ということで、そこに教育委員会の事務局以外の行政職の方については入っていただくということにはなっております。

西森委員

それを義務付けなくても運営協議会としては、円滑に運営していけるであろうと、そういう見立てがあるということによろしいですか。

教育政策課教育企画監

そういう意味で、2年間文部科学省の調査研究の導入を受けて進めてきましたので、内部でも、他都市を見たときに行政機関が入るといいうところもあって、調べてみると実際に教育委員会事務局職員が委員として入っているところもありました。ただ、学校運営協議会を学校運営協議会として進めていくときには、行政機関が入らない方がいいのではないかと、それはケースバイケースだとは思っていますけれども、と考えてこの中に入れておりません。

門田委員長

よろしいですか。

西森委員

はい。では、次のことよろしいですか。

第4条4項で、「地方公務員法に規定する非常勤特別職とする。」ということがございますけれど、守秘義務が一定発生するかと思っております。一方で、11条の2項にも書かれてございますが、「積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。」とあり、情報発信という期待が大きいと、そのあたりで守秘義務との狭間で、線引きですとか運用に関するなんか方針というか見通しといたしますか、そういったことで何かお考えのことや検討されていることはございますか。

教育政策課教育企画監

この守秘義務については、第6条、委員のサービスの第1項1号「その職を退いた後も含めて職務上知りえた秘密を漏らすこと。」と、このような行為をしてはならないということで、ここに委員のサービスということで記載をしております。ただ、この学校運営協議会、コミュニティ・スクールについては、そこでの協議内容を、運営協議会内で終わらせるのではなくて、どういう協議をし、取組み、地域の方に協力がほしいと公開する、そういうことが必要であると。1ページのイメージ図、学校運営協議会の下の部分に保護者・地域の皆さんに説明をし、意見をもらうという矢印があると思いますが、そうした意味で情報発信をしながら学校運営に直接的ではないにせよ意見をもらいながら、学校運営協議会の中で話をしながらまた新たなものを作り出すという、そうしたことが必要とされています。そういう意味合いで、やはり積極的に公開し情報発信していくことが必要であると考えます。

西森委員

日ごろ触れない守秘義務みたいなものに突然触れると、戸惑ってしまってどこからどこまでがOKでどこからどこまでがいけないのかということですごく悩まれるケースがある、というふうに聞いております。このケースも積極的に発信なんですけれども、一方で、おそらくかなり個人情報に触れることもあるのだと思いますので、どのあたりまでが秘密ですという線引きを、いわばケースバイケースでお伝えしていく必要があるのではないかと思います。このような質問をさせていただきました。

8条の4項で、「協議会は、必要と認めるときは、設置校の校長の同意を得て、必要に応じて委員以外のものを出席させ、説明又は意見を聞くことができる。」ということなのですが、これはどういう場面を想定されていますか。

教育政策課教育企画監

例えば、行政の職員の場合もあるでしょうし、また地域の方で色々な活動をするときにより専門的な方がいて、その方に参加をしていただいて意見をいただきたいとか、活動の状況の説明を願いたいとか、そういうこともあるのではないかなと考えております。

西森委員

その場合に、やはり校長の同意という要件は一応置いておいたほうがいい、というお考えなのですよ。

多分、なにか悩ましい場面があって、同意の要件をはずして、協議会のみんなでこれは是非お聞きしたいというお話だけではいけないというか、例えば校長に拒否権があるわけですよ。これは。その理由がどのような場面を想定されているのか、少し疑問に思ったものですから。

教育政策課教育企画監

特段ございません。

西森委員

また、そのうち具体的な事例が出てきたら教えてください。

私からは以上です。ありがとうございました。

西山委員

学校運営協議会において決定される事項ですね。協議会の中で話し合っこのようなことを決めま

すということについては、いただいた資料の2ページ目に書かれているQの5「学校運営協議会はどのようなことができるのですか。」という問いかけを読めばいいと理解したらよろしいでしょうか。

教育政策課教育企画監

はい。

西山委員

このようなことが決まるということによろしいのですね。

門田委員長

他の委員さん、よろしいでしょうか。

西山委員

もう少しよろしいでしょうか。やはりこの中で、教育委員会と同様に、人事に係る秘密会などという形で規定しておかないといけないのではないのでしょうか。ここで「教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べられます。」と書いてあるのですが、これはかなり重要な事項だと思うので、運営協議会においてもやはり秘密会とかそのようなこと、「守秘義務があるから絶対にこれだけは言わないでください。」というようなことは、予め運営協議会の進める事項としてお決めになっておくほうがいいと思います。

教育政策課教育企画監

それは、第8条の第5項に定めておりまして、「協議会は公開するものとする。ただし、当該指定学校の職員の人事に関する事項その他特別な事情により協議会が必要と認めた場合は、非公開とする。」と、ここに原則公開ですけれども、そういう人事に関する事項は非公開とすることが定められております。

松原教育長

引き続いてよろしいでしょうか。

どうしても、人事の問題ですよ。これを行っている全国の色々な先進事例を見ても、ここが大きな問題となっています。全国でもその条項を、個々の個人情報については、そこで協議をしないとされている。多くのところで。文部科学省の要綱がそのようになっていたとしても、本市に導入していくものについては、個々の個人情報に係る情報についてここで論議をしていくということはやめたらどうかと思うのです。

例えば、あの先生は駄目だから出してほしいということが、場合によっては平気で言える状況になるわけです。そうなってくると、それで異動して出ればいいのだけれど、出なかった場合もその評価は色々な形で本人にどんどんつながっていく可能性もあります。野球部の監督、顧問がいないので、野球部ができる人材を遣してほしいということであれば良いのですが、個々の人事に関わる問題をこのような場で話すことはどうなのかなと思うので、高知市が作るのだったらそれは削除したらどうかと考えます。「ただし、個人の人事問題については云々」と、但し書きで書いたらどうかと思います。

教育政策課教育企画監

教育長がおっしゃいましたように、資料2ページQ&AのQの6に「人事の意見は出さなければいけないのですか？」というところで、「人事に関する意見」を述べない学校運営協議会もあり得ます。」「実情に応じた多様な運営もみられます。」と、文部科学省も、このようなQ&Aを作っています。他都市の状況の中でも、教育委員会規則の文言からいきますと、奈良市とか岐阜市のほうでは、人事に関するという記載はございませんでした。ただ、高知県中土佐町、それから高崎市、春日市については、ここで提案しておりますような形の人事に関するものが協議会の中で述べられるようになっております。

松原教育長

学校長として、人事に関することを述べてもらうというようなことは、大変大事なことだと思います。ただ、個人の人事に関することはいかがなものかということをおっしゃっています。例えば、来年学校として学力向上対策をやりたいからとか、加配教員がこういう形でほしいとかいう人事の問題は言

ってもいいと思うのです。だけど、個々の、例えば松原がどうのこうのだから他へ出せとか言い始めると、これはどうなのかなということになるので、いっそのことそのあたりは駄目だという文言にしておいたらどうですか、ということを行っているのです。

西山委員

第8条の5項で、当該指定学校の職員の人事に関する事項と言っておられますけれども、これはかなり広い意味もあるし、比較的ゆるやかにさほど問題にならないものもあるし、ただ、先ほど松原教育長もおっしゃったような内容の事柄の人事ということになると、かなり色々な差しさわりが出てくると思うのですね。だから、ここの職員の人事に関する事項という言葉の取扱いと定義をもう少し明確にされて、この学校運営協議会が担うにふさわしい責任の位置付けをしてあげないと、任用にかかわることの是非などということになると、すこし変な話になると思いますし、特に色々な面での利害が絡んでくるおそれもあるので、この辺の職員の人事に関する事項の定義というのをもう少し吟味されたらどうかと思うのです。

門田委員長

他の委員さんも、皆さん賛成のご様子ですけども。

松原教育長

よろしいですか。よくあるケースは、若い臨時の先生で、この先生はいいと、採用してくれということ、ここで、公の機関で出るのがどうなのかなという感じがするのです。だから、そういう問題もあるので、人事の問題については言うことができるけれども、但し、個人情報に係る人事の問題は駄目ですよ、ということをおの中に書き込んだらどうかというのが私の意見です。

門田委員長

他の委員さんも同じご意見ですか。

山本委員

土佐山なので、自分も関わっておりますが、例えば小規模校になりますと、保護者と地域というつながりも結構短いといいますか、そういったところがあって、保護者の意見をそのまま鵜呑みにされるとかいうことがあります。地域の方々も学校の状況というか、先生方のこともあまり知らない中で、そういった情報をもとに、仮に運営協議会の委員になられてということ想定した場合には、色々な意味で正確な判断ができない、ということかもしれません。そういったところは先ほど言われるように心配されますので、条項の中に盛り込んだほうが良いのかなと思います。

西山委員

こんなのはどうでしょう。当該学校の職員の人事という言葉でなくて、当該学校に寄せられる要望、課題、苦情、などに関するというような事柄ではないかと思うのですが、こういったことは、非公開にすると。これを人事という言葉で用いると、非常に幅が広がってきてしまいます。なので、当該学校に対して色々「ああしてください。こうしてください。」という要望がある、それと「これは少しおかしいのではないか。」というような苦情のようなものがあるし、そういう事柄に関しては場合によったら、非公開になることもあるということにして、人事という言葉を使うと非常に難しくなるような気がします。

門田委員長

第8条の5項がいま話題にのぼっていますけれど、個々の文言は変えたほうがいいのかというのは、委員の意見ですけど、いかがでしょうか。

松原教育長

第8条の5項というよりも、第10条の2項です。

門田委員長

「職員の人事に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。」ですね。

協議会で言えば、子どもとつながる大変大事なところですよ。そこをどうするかということですね。

これは、今日、文言を決定しなければなりませんか。いつまでに仕上げないといけないですか。

教育政策課教育企画監

次回定例会で再度お願いいたします。コミュニティ・スクール自体は来年4月1日スタートです。この時期に、定例教育委員会で提案させていただいたのは、学校からの申請書を出していただいて教育委員会が指定をするということ、それから、委員の推薦を事前に学校からしていただくという必要がありますので、4月からスタートできるような時間的な余裕が、1月、2月、3月と必要になるためです。ただ、この5校については研究指定を2年間やってきましたので、現在のコミュニティ・スクール推進委員会の委員さんが中心になって運営協議会の委員さんになると思うので、そういうことでこの11月に提案をさせていただきました。

西森委員

どのように解釈したらよいか悩んでいたのですが、文部科学省のホームページが出されている資料のコミュニティ・スクールの条文解説で、8ページの(3)がまさに人事でどの程度のことが言えるのかというようなことです。文部科学省は非常に範囲が広いというか、「一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれについても述べることができます。」と、まず法として大きく定めて、採用、転任、承認については可能とあって、分限、懲戒はないけれども、ということになっています。なので、法の性格からしたら、「だれそれ先生はちょっとね。」という話までは一応できることになっているのですよね。で、高知市の条例で落とし込んでくるときに、教育長さんが言われるように、制限することも当然可能なんだろうと思います。そこで、文言は、例えば、一般的、抽象的な意見に限ればいいわけですね。具体的をはずして、一般的、抽象的な意見に限るというような文言を入れるか入れないかことなのかなというふうに思います。その場合に、むしろ秘密会をする場合が出てくるのだろうかという気がしたのです。一般的、抽象的に「野球を強くしたいよね。」とか、「ちょっと、今うちは美術に重点をおき過ぎじゃない。」とかいう話であれば、秘密会を想定する必要はないのかなという気もいたしました。規定を置いておくのは、保険という意味ではいいのかもしれませんが、もし仮にそれがあつて、ということはそのような解釈ができるのではないかと、かえって混乱してくるのであれば、いっそ秘密会の規定ははずして、人事は一般的、抽象的なものについてはできると明記してもいいのかな、ということも思いましたので、皆様が意見を言われた一つとして覚えてくださればと思いました。

門田委員長

その人事に関するところが、議題になっていますけれど、ここの文言はもう一度きちんとお願いします。抽象的にという意見も出ていますし、非公開はいらぬのではないかとということも出ていますので、12月の定例教育委員会で、この部分のみでよろしいですね。もう一度提案をしていただいて検討するということといたします。

松原教育長

ここだけでどうでしょうね。せつかく提案しているわけだから。

門田委員長

文言は考えていただいて、非公開は除く、それから抽象的なおおまかなくりにする、そういうことが出ました。

山本委員

学科とかクラブとかいう抽象的な話であっても、専門とする人が一人しかいなければ、想像できてその人が特定できるという可能性もなきにしもあらずではないでしょうか。

松原教育長

ありますよね。例えば野球部の顧問がいるのだけれども、駄目だから他の人を入れてほしいとかいう形であれば、直接名前を言わなくても、このコミュニティ・スクールの運営協議会はホームページなどにアップされると思いますから、「自分のことを言っているのだな。」ということはおかしくありませんね。

山本委員

野球部であれば野球部を強くしたい、そのためには今の監督について、今のままではいけないという話と結びつきますよね。

西森委員

ただ、そこがすごく悩むところで、人事に関して言えるというのは、この運営協議会の一種の目玉でもあるのだと思うのです。学校運営上、校長先生が「英語でいきたい。」とおっしゃって、それを承認して、喧々諤々議論して、そのなかで英語教育に実績のある先生をお招きして行くと、個別的な話ではないといいながら、あくまで抽象的にと言って議論をする。それでみんなで合意して、教育委員会に言う、という議論というのは、実はこの中の核心であったりするわけですよね。それは、とりもなおさず、中学校でいえば、今いる英語の先生ではちょっと技量がねと、裏返したら、どうしてもそのような議論になると思うのです。そこで、そこを完全に秘密会にしているのかなという気が実は少ししたものでして、すごく悩ましいなと思います。人事はどこまでいっても悩ましいと思います。

門田委員長

色々意見が出ましたけれども、教育企画監、全ての意見をまとめていただきますようお願いいたします。

教育政策課教育企画監

今いただいた意見の中で、第10条の2項については、この文部科学省の例がありますように、一般的、抽象的な意見に限定をするという文言を入れたらどうかと考えております。ただ、その会議の場においては、西森委員さん、山本委員さんが言われたとおり、個人の名前が出てこなくても、野球であるとか英語であるとかなくなっていくと個人が特定されるのではないかという状況があり、会議の公開、非公開については少し検討させていただこうと考えております。

門田委員長

よろしく願いいたします。

それでは、その件の審議については、これで終了させていただきたいと思います。12月に採決することといたします。

では、次に日程第5市教委第48号「行政情報一部公開決定に係る異議申立てに対する答申及び決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課長、中田と申します。

本件につきましては、平成25年3月18日付けで高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問した案件につきまして、平成25年11月18日付けで高知市の行政情報公開・個人情報保護審査会、以下審査会と申しますが、の答申が出されましたので、この答申までの経過及び答申の内容、今後の対応についてご説明をいたしまして、今後の方向について決定をしていただくということになります。

それでは、資料をご覧ください。右に付箋をつけているA4のものを構えております。資料1の方が、いじめに関する行政情報公開請求（平成25年1月15日付け）経過とあとは対応についてのフローをお示ししております。フローにつきましては、(1)(2)、このどちらかの対応を決定いただくこととなります。資料2につきましては、審査会の答申の写しでございます。1ページから7ページまでが答申の写しでございます。そして、資料3-1、資料3-2、これが、異議申立人のほうに公開をしました個表のサンプルということになります。資料4からが、高知市行政情報公開条例でございます。

それでは、これまでの経過についてご説明をしたいと思います。資料1の枠でくくっているところをご覧くださいと思います。

平成25年1月15日に異議申立人より、「平成23年4月1日～平成24年12月31日までの高知市立の小・中学校の「いじめ」件数の月別・学校別にわかる資料」について行政情報公開請求が出されました。その請求に対しまして、平成25年1月29日に行政情報の一部公開、この一部と申しますのは、学校名を非公開としたものでございますが、決定を行いまして、学校別で学期別の県調査個表、

先ほど見ていただきました、3-1、3-2のサンプルでございますが、これを公開したものでございます。この決定に対して、学校名を公開するよう、3月4日付けで異議申立てが出されました。これに対しまして、3月の教育委員会臨時会で高知市行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問を決定いたしまして、同日審査会に諮問を行ったものでございます。その後、審査会に対しまして、4月18日に教育委員会から一部公開とした理由等の決定理由説明書を提出をいたしました。そしてさらに、25年7月10日には、教育委員会に対し審査会から意見聴取があったものでございます。それを経まして最終的に平成25年11月18日に審査会より答申、資料2でございますが、答申が出されたものでございます。この答申が出されましてから15日以内に、この異議申立てに対しまして決定をしなくてはならないものでして、本日はその決定をいただくということになります。

それでは、順次説明をさせていただきますが、答申の1ページをご覧ください。

この答申には、教育委員会及び異議申立人の主張、審査会の決定に係る経過・内容が説明をされておりますので、順次見ていただきながらご説明をしたいと思います。まず、1ページの第3実施機関の本件一部公開決定理由等というところからです。ここには、実施機関、つまり教育委員会がどういう主張をしてきたのかということが載せられております。教育委員会といたしまして、審査会での意見聴取あるいは決定理由説明書で申し上げてきましたのは、学校別のいじめの件数が公開されると、児童生徒及び保護者等の関係者の情報と学校のいじめ件数を照らし合わせることにより、個人の特定が可能であること。特に、小規模校やいじめの認知件数の少ない学校においては、容易であるということ。二つ目といたしまして、いじめ問題については、いじめ問題への取組みが継続しているケースもあり、いじめを受けている当事者あるいは、指導を受けている当事者への心理的影響が心配されること。3点目といたしまして、情報公開請求の対象となっている本件情報には、いじめの他に、不登校、暴力の件数も含まれており、平成25年度からは虐待の件数も含まれるようになっております。そういったことがありますので、慎重な配慮が必要となること。さらに、本件情報は、県教育委員会がいじめや不登校、暴力についての県内の状況を分析するためのものであり、学校別の公開を前提とするものではないこと。学校名の公開により、数値が一人歩きし、数値の多寡が学校の評価や序列化に繋がる懸念があり、学校がいじめ等の件数を明らかにすることを躊躇することも考えられる。というような内容を教育委員会として主張をいたしました。1ページから2ページの下段にわたって、今申し上げたようなところがまとめてあります。

それから、2ページの第4のところには異議申立人の主張が、そこから3ページにわたって述べられておりますので、その異議申立人の主張の概略をお話させていただきます。先ほどの委員会の主張に対しまして、異議申立人からは、なぜ学校名を公開しただけで「いじめをした生徒」「いじめを受けた生徒」が特定されるのか、具体的な説明がない。自分はいじめを受けた生徒の名前を知らないで、特定も照合もできない。学校名がわかれば「いじめを受けた生徒」がわかるのではなく、「いじめを受けた生徒」がわかれば学校名がわかるのである。また、いじめの認知件数は、学校の優劣や序列とは無関係である。いじめの認知件数が多いからといってその学校が悪いわけではなく、少ないからといって、その学校が良いわけでもないといった主張でございます。

そしてそれを受けまして、審査会の判断に係る部分でございますが、5ページをご覧ください。5ページの下から3段落目くらいから答申の考え方が示されております。

少し、文章に沿って見てまいります。「児童生徒数の多い学校の場合、学校名と本件公開請求によりすでに公開されている情報と組み合わせたとしても、数値のみの情報だけでは本件児童生徒を識別することはおよそ困難であると考えられる。」としましたうえで、「本件対象文書には各学年の男女別の認知件数まで記載されており、それゆえ、学年に男子の児童生徒又は女子の児童生徒が一人しかいない学校の場合、関係者であれば、学校名と本件公開請求によりすでに公開されている情報を組み合わせることにより、児童生徒が当然識別される。そしてこの場合、本件児童生徒本人がいじめと受けとめて認知した本件調査で回答されたという特にデリケートな個人情報（これは、関係者も知りえない情報である。）が、学校名を含む本件対象文書の公開により、明らかになる。同様に、学年に児童

生徒が一人しかいない学校の場合、その公開により、本件児童生徒に係るいじめがインターネットや携帯電話によるものかどうかという個人情報が明らかになる。」といたしまして、結論として「当審査会としては、学校名について、当該学年の男子の児童生徒若しくは女子の児童生徒又は当該学年の全児童生徒が10人以下である学校の場合、本件公開請求によりすでに公開されている情報と組み合わせることにより、本件児童生徒が識別される又は識別される可能性が高いと認め、本号に該当するが、それ以外の学校の場合、本号に該当しないと判断する。」としております。

また、条例第9条第6号の「当該事務の遂行への支障があるかどうか」という点については、同じく6ページの3の(2)のところにありますけれども、「しかしながら、そもそも高知市立の小学校・中学校を管理する立場にある実施機関の調査依頼に対し、各学校が誠実に対応しないということは公的機関としてあってはならないことであり、それゆえ、学校名の公開により、将来いじめの認知件数の調査の実施に著しい支障が生ずるとは認められない。」と結論しております。

結論といたしましては、答申の1ページ目の第1審査会の結論というところになっておりまして、先ほど申し上げましたように、「学年の男子若しくは女子の児童生徒又は当該学年の全児童生徒が10人以下である学校を除き、(学校名を)公開すべきである。」という答申となっております。

続きまして、この答申に関する事務局の見解についてご説明いたします。資料はございませんが、まず、行政情報の公開は広く市民に認められている権利であり、公開が原則であります。これまでも、高知市教育委員会は、全国に先駆け、開かれた学校や教育委員会を目指し、統計・調査等についてもできるだけ市民に公開し、課題を共有することで、市民と一体となった教育活動を展開してまいりました。しかしながら、学校教育は、未成熟な子どもを守り、教育する場であり、また、保護者や地域との信頼関係の構築を基盤とするものであることから、一定の教育的な配慮や処置が求められるものでもあるとも考えます。そこで条例第9条第2号関係でございますが、まず、個人の特定の可能性と教育的配慮の必要性についての問題があると考えます。答申では、「各学年の10人以下である学校を除き」と一定の配慮が示されていますが、条件がそろえば、規模の大小は関係なく、該当児童生徒が特定される可能性があります。学校でいじめが1件あるいは学年で1件の場合などの事例もあり、当該学校の児童生徒等の情報と組み合わせることで個人が特定される可能性は高いといえます。

広く学校名が公開されることで、情報が推測の域を出ないとしても、該当児童生徒に心理的ダメージを与えることが考えられます。また、個人が特定された場合、公表を望まない児童生徒や保護者に心理的な苦痛を与えかねません。いじめの問題は、被害者に寄り添い、その思いを第一義として対応しなければなりません。被害者が公開・非公開のどちらを望むかによって対応が変わってよいものだと考えますが、教育委員会が一律に学校名を公開することには問題があると思われまます。

続いて、条例第9条第6号に関しては、まず、学校名の公表による調査への影響と学校の序列化・過度の競争への懸念の問題があります。学校名といじめの認知件数が公表されることになれば、その情報の活用の仕方によっては、学校の序列化にも繋がりがかねず、学校教育に混乱を招くことが懸念されます。そのことの児童生徒への影響も心配されます。これまでも、序列化や過度の競争を招かない観点から、学校別の公表は非公開としてきた経過があります。しかし、いじめ問題への取組みを進めるため、個々の学校が当該児童生徒への配慮のもと数値を公表することは問題ないと考えます。

次に、情報の目的外使用及び信頼関係崩壊への懸念の問題があります。本件行政情報は、高知県教育委員会が県内の長期欠席及び長期欠席(不登校)等傾向の児童生徒数、いじめの認知件数、暴力行為の発件数を把握し、県内の状況の分析や学校への支援をするための資料でございまして、学校別の公開を前提としているものではございません。公開することを前提としていない以上、学校は公開を想定しておらず、学校名を含め本件対象文書のすべてを公開することによって、教育委員会に対する信頼が損なわれかねません。また、本件情報を目的以外に使用することは、目的外使用ということにもなると考えます。

以上述べてまいりましたように、事務局としましては、本件情報公開に係りまして、様々な問題、課題があると考えておりまして、平成25年11月18日付けの高知市行政情報公開・個人情報保護審

査会の答申につきまして、答申のとおり一部小規模校を除き学校名を公開することは、適当でではなく、学校名は公開しないことが適当であると考えます。

今後の対応でございますが、資料の1ページ目にお返りください。先ほど申しましたように、フロー図で示してあります(1)(2)の対応になるということでございますが、(1)の方は、情報公開請求対象文書について、本答申を妥当であるとし、一部非公開の学校を除きその他の学校名を公開するというものです。(2)につきましては、答申の内容とは異なり、学校名は公開できないとし、異議申立人に通知をするというものでございます。この場合は、審査会へ説明することが必要となります。

いずれの場合も、異議申立人が不服であれば、裁判に提起される可能性もございます。事務局案は先ほど申し上げましたとおりでございます。

説明は以上でございます。今後の対応についてご審議願います。

門田委員長

ありがとうございました。

人権・こども支援課長

一部文書中誤字がございます。資料1の第183回審査会の欄でございますが、25年の後が、24年、24年となっております、25年の誤りでございます。申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

門田委員長

いじめ問題については、この教育委員会でも度々話し合いを持ち、また学校とも色々な情報交換をしながら支援をしてきた経緯がございます。

ただいま事務局のほうから、行政情報公開・個人情報保護審査会の答申に対してのご説明、それから委員会としてどのように決定していくべきかという説明をいただきました。今の事務局の説明に対して、委員の皆さんいかがでしょうか。率直なご意見をお願いいたします。

情報公開条例第9条2号関係と、第9条6号関係と分けて提案していただいておりますけれども一緒によろしいですか。

人権・こども支援課長

はい。全体でよろしく願います。

西森委員

委員の西森から、5項目ほど質問させていただきたいと思います。

まず、本件調査について、答申によりますと、「長期欠席（不登校）等に関する調査（高知方式）」と題する調査で特定されておりますけれども、その調査でよろしゅうございますか。

人権・こども支援課長

はい。よろしゅうございます。

西森委員

この調査の目的について、正式に教えていただけませんか。

人権・こども支援課長

県のほうから、依頼文書が高知市に来ているわけですが、その依頼文書のなかに調査の趣旨ということで書かれておまして、その中には、「児童生徒の長期欠席（不登校）等について調査・分析をすることにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。」というものでございます。

西森委員

次に、この情報について、実際にどういう活用がされているのか、特に何らかの形で統計資料として用いられることがあるのかどうか、そのあたりのことを教えていただけますか。

人権・こども支援課

この調査は、先ほど申し上げましたように、調査・分析をすることによって学校への支援等に役立てていくことを目的としておるものでございますが、統計的なものといえますか、不登校、いじめ、

暴力の件数が何件あったかという、県全体の数値が公表されるものでございます。

西森委員

県全体の数値としては公表されて、個別の学校ごとでは公表されることはないということですね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

高知市教育委員会の方に、県単位の集計結果がまいりまして、それに対する簡単な分析と今後どのような取組みを進めたらよいのかというペーパーがつきまして各市町村に下ろされてまいります。その内容につきまして、学校の方にこのような結果が出ましたということでお返しをしているという内容でございます。

西森委員

次に、一番気になるところなのですが、実際の調査方法について、特に具体的には、いじめの件数という言葉がありますけれども、これはいじめの発生件数なのか、認知件数なのか、それはどのように学校現場で調査をされているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

人権・こども支援課長

発生件数か、認知件数かということでございますけれども、認知件数ということでございます。いじめについての文部科学省の定義がございまして、いじめられた児童・生徒の立場に立って判断するというような基準で判断しているものでございます。どのようにしていじめの認知件数を把握するか、ということに関しましては、例えば、教員が発見すること、子どもや保護者からの訴え、その他いじめのアンケート等、学校単位で行いまして、その中に子どもたちから気になるものがあれば、子どもたちから聞き取りをしていくという方法もありますし、あるいは面談等の方法で子どもたちから聞き取っていくということもございます。学校によってはそれぞれ工夫をされて学期ごとの面談を定期的に行ったり、定期的なアンケートを取ったりというような方法をとっております。

西森委員

今触れましたが、事務局としてはいじめの認知件数と発生件数、これは違うと、確定的にこれはいじめであると認定されたものと認知されたものは違うというご認識でよろしいですか。

人権・こども支援課長

認知というのは、先ほど申しましたように、子どもがどう受け取るかというところに重きを置かれております。平成18年の調査からその定義が変わってきた状況がございまして、発生件数となりますと、やはり子ども主体でないといけないわけですが、どれだけの件数が発生したのかという、教師の見方といいますか、そういうところの意味合いも入ってくるのではないかなということですね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

先ほどの設定につきましては、県の要綱にありまして、「アンケートがあり、子どもがいじめられたといったそれはいじめの認知と見ますか」とそれは違う」と、ただ子どもの状況をしっかり聞いてそのあたりの行動背景から状況を把握する中で認知をしていくということです。子どもの立場に立ってよく話を聞いて、状況を受けてその子どもがどのように受け止めているのか、というふうなところでの受け止め方をしっかり見ながら学校としての対応をしていくという形になっております。その子どもさんがSOSを出しているということは十分に重く受け止めて関わり続けていくことが大事であるということですので、そのあたりの認知という捉え方は子ども中心になっていくのが大事なのではないかと考えております。

西森委員

最後に、いじめの認知件数といったときに、この答申を見ていると被害児童がいて、その子が特定されるかどうか議論が集中しているように思いますけれども、いじめというのは当然加害者がいて、しかも一般論としてそれが複数である場合が多々あって、場合によっては傍観者まで含めると広い意味ではクラス全体が加担者である可能性もあると、いじめとはそのような集団的なものではないかと、文部科学省の定義も踏まえて思うのですけれども、そういう認識でこのまま議論を進めてもよ

ろしゅうございますか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

いじめにつきましては、今委員さんが言われたように、被害者、加害者の2者関係ではなくて、場合によってはそのいじめを傍観している子どもさんや、それをはやしたてて喜んでいる子どもさん、それとやはりこれはおかしいと止めにかかる子どもさんというような複層の状態があります。単に2者関係だけの対応をしてはならないと、集団としての取組みを進めていきなさいということが法律の方でも、基本方針の方でも言われています。

西森委員

要するに、ここにあるいじめ認知件数1件といったときには、そこに関わっている子どもさんは複数いるというふうに、1件イコール1人ではなくて、1件すなわちそこに関係する子どもさんが複数いる、この捉え方でいいということですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

そのような可能性も高いということです。

西森委員

わかりました。私からの質問は以上です。

門田委員長

他に、質問等ある方はいらっしゃいませんか。

山本委員

この公開に当たった場合には、例えば、その学校の子どもたちに与える影響とかといった現場の声についてもどういった反応があるとお考えでしょうか。

人権・こども支援課長

いじめの問題というのは、非常にデリケートな問題でもございます。答申の中にも書かれておる部分もあるのですけれども、やはり子ども自身しか知りえない情報が明らかになっていくということ、そのことについての危惧がございますし、いじめの数というものが表に出て行きますと、例えば子どもがアンケートに対して答えたと、その1件が自分ではないかというような、そのような心理的なプレッシャーといいますか、そういったことも現実問題としては起こってくる可能性もあるのではないかと思いますし、それが公開されていく中で多い少ないという状況については当然出てくるわけで、その個々の現場の状況がよくわかった、子どもたちの状況、保護者の状況がよくわかった学校がいじめに対する取組みを進めていくために、情報公開することはありえると思うのですけれども、それを教育委員会として一律に数字を全部出していくということは、やはり先ほども申し上げましたような序列化の問題であったり、それがひいては地域や保護者から学校が信頼を勝ち得てきたという状況が損なわれかねないような状況も考えられるというような危惧はしております。

門田委員長

他に質問がなければご意見をいただきたいと思います。

松原教育長

審査会が10人ということに非常にこだわったところが、理解できないような感じがするのです。人数が少ないところは駄目でも、人数が多ければわかりはしないだろう、という発想ではないかと思うのですが、そのあたり審査会で論議はなかったのですか。詳しいやり取りはどうでしたか。

人権・こども支援課長

私どもが口頭での説明に行ったときには、そういったお話はまったくお受けしてはおりませんが、鳥取市の条例などでは10人を基準にしたりしているところもありますので、おそらくというような推測ではいけないと思いますが、他市の状況のなかでの判断があったのではないかというようなことも思っています。

西森委員

鳥取の状況で10人以下としているというのは、何について10人ということですか。原文を教えてくださいませんか。

人権・こども支援課長

鳥取県の情報公開条例の中で示されているものですが、小学校の児童、中学校の生徒、又は特別支援学級の児童もしくは生徒の全国的または全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって児童等の数が10人以下の学級に係るものについては非公開としているものです。

門田委員長

学力テストに関するものですか。

人権・こども支援課長

県版とか、全国版とかの学力調査については、学級の児童生徒の数が10人以下の学級については非公開とするという例外規定です。

松原教育長

それはあくまでも条例ですよ。判例の中ではないわけですよ。

人権・こども支援課長

判例の中では、調べた中では見当たらないです。

松原教育長

10人というのが妥当であるとは思わないのです。活用の仕方によっては、先ほど事務局から話がありましたけれども、条件がそろえば学校名を出すことによって子どもが特定されることがあるのではないかと思います。

西森委員

学力テストとかそのようなものと、いじめ、特に認知件数に関したときに母集団が何人であるかということはあまり意味がないのではないかと思います。要するに、50人の学級があったとした時に、そこで一人の子どもさんがいじめにあっているということは、場合によったら、類型によったら残りが全部加害者という可能性もあるわけです。だから、いじめ件数が1件あります、あるいは生徒50人の中でいじめの件数が2件ありますといったら、そこには被害児童さんは2人かもしれないけれども加害生徒さんはのべ100人いる可能性があるのだと思うのです。そういう意味では違和感を感じているのが、いじめ認知件数というのは個人を特定できる、被害者を特定できる数ではないと被害者と加害者の集合体を特定できる数値なのだと思うので、より言えば学校名と言うことよりは、そこに通っている被害者になった子どもさん、加害者になった子どもさん、その人たちの情報の集合体として現れてくると思うのです。だから、某中学校1年1学年全部で50人いていじめが2件ありました、といったら、それは、そこにいる少なくとも2名の被害者と複数の加害者がそこに存在すると、その個人情報の集合であると私は感じます。個人情報であるということはそれでいいのですが、あえて言えば名前が特定できるか特定できないのかといえば、識別は案外難しいのかなと私は思いますけれども、その子どもたちがいってみたら名指しというか、あそこでいじめの集団を構成した個人かもしれないという評価を受けることになる可能性があるのではないかと想像してしまうのです。そうするとこれは、権利・利益を害することになるおそれは十分にあるのではないかと考えるのですが、そういった議論は出てきてなかったのでしょうか。

人権・こども支援課長

決定理由説明書の中ではそういう権利・利益という部分の主張は少し薄かったかもしれないのですが、やはり個人が特定されるかもしれないという中で、そういう子どもたちの心理に与える、あるいは保護者の感情とかそういったものに対しても主張はかなりしてきたつもりであります。なかなかそこは認めていただけなかったということです。

松原教育長

その主張したことに対して、委員長などはどのような意見を述べられたのですか。

人権・こども支援課長

数値、数ですので、そのことを公開するには問題点はないのではないかとというのが大きな論点であったろうと思います。

松原教育長

申請人は数値を聞いているのであって、個人名を聞いているのではないということが、最終的にこの判断になっているということですよ。要は、数値の影に子どもがいるという判断を、われわれはそれがあから色々プライバシーの問題に関係してくると言っているのだけれども、そのことについて論議はなかったのですか。その裏にある人間については。

人権・こども支援課生徒指導対策監

その子どもさんがいじめられているという現状がある中でいじめの状態であるとか態様であるとか、保護者の思い、場合によったら継続しているケースもあるだろうし、そして健康や状況によっては非常に厳しい状況になっている子どもさんの背景があつて、そういう子どもさんや保護者はそういうことを知られたくない思いでいる可能性もあるんだとそういう非常に重たい数字であるというお話はしたのですが、「数は個人情報ではありません。」というような論旨のお話が審査会では進められてきましたので、なかなかこちらの思いや意見は届かなかつたというのが現状でございます。

門田委員長

いじめの数を単なる数と捉えられると、教育というものの本質がまったく見えてこないというか、そのあげられた数の裏にあるものですよね。そして、それを把握している学校も、色々な問題に対して苦労しながら、時には、子どもも、被害者も、加害者も、保護者も一緒に傷つきながら取り組んでいる問題で、単なる数と捉えられると、非常にそれは悔しい思いをします。

そこには子どもがおり、親がおり、教職員がおり、そして長い間の歴史を培ってきた学校があるというようなことを捉えていただかないと、ただそこで認知された数がただの数だといわれると、大いに異議ありですね。

松原教育長

なにかにもこの問題を全部非公開にしているわけではないのです。すべて本当に公開して、最後の1つ学校名だけは子どもが特定される危険性があるのでこれはこらえてよ、ということであつて、個表まですべて公開しているわけです。この問題について、申請人の方がどうして学校名まで必要なのかということが、よくわからないところがあるのです。そのあたりについて申請人はどのような見解を持っているのでしょうか。

人権・こども支援課長

答申の中で書かれていると思うのですけれども、申請人のご意見としましては、いじめ問題について研究を進めていきたいということで公開を請求しているものである、というようなご趣旨の決定理由に対する反論の中で述べられているところです。

西森委員

すこし別の観点からあえて意見を申し上げます。私なりに色々調べ物をいたしましたけれども、判例でかなり激しく断罪されているというか切り捨てられているのは、学校教育現場だからといって、知る権利との兼ね合いで特別扱いはないと、この態度ははっきりと示されております。ここは子どもさんのために日々活動をまい進されている方たちの会合でありますので、その主観が全面に出るのは当然であると思いますし、逆にそれが後に下がっているようではなんのためかわからないわけですが、ですけれども、しかし特別扱いはされないと、思いは思いとしてそれでは戦えないということは認識しなくてはならないのではないかと私は思います。でないと、やみくもに打ちかかっていつて守るべきものが守れなくなるだけだと感じます。で、そういった観点から、条例の条項といいますか個人情報なのかそもそもという、答申の内容というのは特定できるかどうかというところに議論が集中

して、そもそも個人情報であるかどうかの議論も多分甘いと思います。学校名は完全な個人情報ではないはずですが、しかしながら、判例を調べていたら先ほど申し上げましたように個人個々の生徒の行ったこと、その活動の結果というか、そのことから出てきているものなので集合体なので個人情報であるという取扱があっているものもございます。では、学校名が出てくることで個人が特定されるのかどうか、この漠然とした懸念では駄目だということが判例ではきっぱりとされていることなので、そこについても向き合って議論しなくてはならないのだろうと思います。私は、今回のケースは相手がやはり被害者一人のことであれば、特定できるのかといえ、それは漠然とした懸念で、具体的な詰めはまだできていないような感じもいたしております。しかし、一方で先ほど申し上げたように、権利・利益を侵害しないかといわれたら、私はむしろ加害者の側に目を向けたときに、複数の加害者がいてどこどこ中学校でいじめがあってそこに通っていた生徒の皆さんということになると、この子たちは加害者の推定を受けるわけです。極端にいえば。そこに権利・利益の侵害があるのではないかと私は感じています。なので、方向性としてこれは保護されるべきではないかとの思いはありますけれども、学校教育現場の思いを言うのは、途中までにしておく必要があるのではないかというふうに、私はあえて思います。

門田委員長

他の委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

西山委員

私個人としては、学校名は公開してほしくない、そのように思います。というのは、色々な問題を解決しながら今までずっと歴史を培ってきてある学校がある時期にこういうことがあったからあの学校はこうであるというようなレッテルを押し付けるようなことはしてほしくないと思います。そういうこともあって、今回、公表するということによってもたらされる教育上の効果というところを考えたときに、やはりこれは差し控えてもらいたいというのが私の指摘であります。

山本委員

私も、非公開のほうがいいという考えでございます。

この異議申立人の方のお話に、高知市民としてなにか協力することがないか研究するためという主張があるのですけれども、協力の仕方というのは、学校名を知らなくても色々な形で地域にある学校に協力することができると思いますので、そういった形でいじめに取り組んでいただくほうがよろしいのではないかと思います。

西森委員

もう一つ追加で申し上げてよろしいでしょうか。

門田委員長

はい、どうぞ。

西森委員

答申に対してもう一つ違和感があることがあります。今後同種の調査をする時の支障にはなりえないと、これに対して、実施機関の調査依頼に対し各学校は誠実にしないということは公的機関としてはあってはならないことであり、ということが指摘されております。これは一見もっともらしく思えますけれども、これはいじめ認知ということに対しての困難さをまったく踏まえない議論ではないかと考えます。ここにいらっしゃる方皆さんご存知のとおりで、誰が見てもわかる暴力行為であれば、誰が見ても殴った蹴られたは見てわかります。でもいじめというものは一見してなかなかわかるものでもないですし、先ほど質疑応答でお答えいただきましたように、まず被害者の認識、そしてさらにそれを見立てるといふか、認知する人の認識、複数の主観によって左右されるものだと思います。かつてそれがいささか控えめになされていたがために、実態と合わないところがあって、昨年度から文部科学省が積極的に認知をするようにと言って、主観をそちらにシフトしたといいますが、認知件数を増やして積極的な対応を求められているところだと思うのです。で、そういう意味で明らかになっている不祥事、明らかに発生した不祥事を隠蔽するというような意味合いでは全くなくて、非常にナ

イーブなデリケートな認知件数でありまして、これを公開されるという前提であれば、やはり人の心として認知したくない方向に行くというのは至極当然であろうと思います。そういう意味では不誠実にするなどということはあるとはならないということではなく、そもそも調査の質が違えば、具体的に発生して明らかな事実については、それは当然ながらあっても答えるべきであります。公表されようとなんであろうと。でもいじめというのはそもそも認知が難しいのだということを考えると、やはり学校名が出ることによって今後の調査に支障が生じて、ひいてはせっかく早期認知、なるべく門戸を広げた形で対応を行っているものがおかしくなるのではないかという懸念を覚えます。そういった意味からも、私は、今回の公表には反対です。

門田委員長

他の委員さん、ございませんか。

それでは、これまでのご意見を受けまして、高知市行政情報公開条例第18条の規定に基づき行政情報公開請求に対する一部公開決定に対しての異議申立てについての決定を行いたいと思います。本件異議申立てについて、事務局案のとおり、教育委員会として学校名は非公開とする、ということによろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしということで、本件議案につきましては、学校名を非公開とするということに決定いたします。

続きまして、報告事項に移ります。「高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について」、事務局の説明をお願いいたします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の西村でございます。

お手元の資料「高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について」に基づきご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

平成26年度の委託事業者の選定につきましては、業者選定委員会を設置いたしまして、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により業者選定を行いました。選定委員会開催経過、選定委員、事業名称、優先交渉権者については、資料の1から4のとおりでございます。先日の第2回の選定委員会11月25日におきまして事業名称(1)高知市立長浜小学校・横浜新町小学校給食調理委託事業につきましては、5にありますように、株式会社メフォスとなりました。また(2)高知市立大津小学校・大津中学校給食調理等業務委託事業につきましては、(2)株式会社メフォスとなっております。(3)高知市立江陽小学校・城東中学校給食調理等業務委託事業につきましては、5優先交渉権者(3)株式会社高南メディカルとなっております。この3者が優先交渉権者として決定をいたしました。応募状況につきましては、6に書いてありますように、業者説明会には6事業者が参加をしたところでございます。事業それぞれの応募事業者につきましては、長浜小学校・横浜新町小学校につきましては1事業者、大津小学校・大津中学校につきましては3事業者、江陽小学校・城東中学校につきましては4事業者の応募があったところでございます。7の選定方法にもとづきまして、選定をした結果でございます。選定委員会委員評価点の合計につきましては、2枚目の7の(3)からア、イ、ウと続けて一覧表を入れておりますのでご覧ください。今回につきましても地元事業者の受注の拡大を図るため、委託期間が同じであります(2)(3)大津小学校と江陽小学校の事業につきまして、取り分け方式を採用いたしまして、契約金額の高いほうを受託した事業者につきましては二つ目の選定への参加はできないものとしたしました。

事業者の選定の理由といたしましては、株式会社メフォスに対しましては、これまで本市業務の受託実績もあり優れた衛生管理体制と学校行事にあわせた柔軟な人員配置を行うことが可能で質の高い給食の提供が期待をされたこと、また、株式会社高南メディカルにつきましては、学校給食の重要

性が認識をされており、地元事業者としての熱意が感じられるとともに、本年度から高知市の受託実績を分析をいたしまして、高知市立学校の実情にあった提案がなされ、会社全体での対応に期待が持てたこと、その点が主な理由でございます。

現在契約に向けての事務手続を進めておりまして、選定の結果につきましては12月4日の契約審議会終了後、高知市のホームページ上に公表をいたします。今後は調理場の見学や給食調理のシミュレーションなど実施をいたしまして、26年4月開始の準備をしまいたいと予定をしております。説明は以上でございます。

門田委員長

ただいまの説明に質疑等はございますか。

ございませんか。

次に、「いじめ防止対策推進法」の概要及び「いじめ防止等のための基本方針」に基づく対応について事務局の説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

人権・子ども支援課生徒指導対策監の横田です。

まず、資料1の「いじめ防止対策推進法（概要図）」をご覧ください。

本法律は、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」ことから、目的にありますように、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針の策定について定めると共に、基本となる事項を定めるものであり、いじめの防止等のための対策を総合的効果的に推進するために、本年6月21日に成立し、9月28日から施行されております。この法律においては、右上にあります、国、文部科学大臣に対しいじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針の策定を求めているとともに、左にあります、地方公共団体に対してもその地域に応じた同様の基本的な方針の策定を努力義務として努めるように求め、また下の学校の対しては、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を義務付けております。そこで、本法をうけまして、10月11日には右上にあります「いじめ防止基本方針」が文部科学大臣決定として策定をされました。

お手元のほうに、資料を一緒に添付しております。

策定や、設置を義務付けられているものにつきましては、まず左下にあります学校をご覧ください。各学校には学校いじめ防止基本方針を策定、いじめ防止等の対策のための常設の組織、また重大事態が発生した際の対処するための組織の設置が求められています。組織は、既存の生徒指導委員会等を活用することができますが、教職員、状況に応じまして、心理、福祉等の専門家等を加えることが考えられます。中央下の、学校におけるいじめに対する措置といたしましては、いじめの通報受理後の速やかな事実確認や、重大事態の市教委への速やかな報告義務、被害者への支援、加害者への指導等が課せられており、事例によっては警察との連携が必要となっております。

また、本法律では、右にあります、学校の設置者及び学校は、いじめ未然防止、早期発見、早期対応の観点から、右端にあります道徳教育及び体験活動等の充実、子どもが自主的に活動するもの、例えば生徒会等の支援、早期発見のための定期的な検査、相談を受けやすい相談体制の整備、研修の実施など、教員の資質向上のための計画的な措置等の施策をとることが求められています。他に設置が必要なものとしまして、右中段の教育委員会における重大事態に対処するための組織があり、重大事態の対処及び同種の事態発生の防止を目的としまして条例化をし、設置をしなければならないことになっています。学校にも同様の組織がございしますが、いじめが疑われる自殺等の重大事態が発生した場合には、実質的にこの組織が学校と連携をしながら第三者機関として調査を行っていくこととなります。重大事態とは、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき、また相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時等とされております。その他必置ではご

ざいませんが、努力義務としましては左中段の「地方いじめ防止基本方針」の策定、「いじめ問題対策連絡協議会」の設置、先ほどお話ししました、重大事態に対処するための組織と兼ねることが望ましいとされております教育委員会の附属機関の設置、さらには教育委員会の調査が不十分な場合、重大事態の再調査を行うための市長部局に置く重大事態に対処するための附属機関が示されております。

そうした中、高知県では、3月末までにいじめ防止基本方針を策定し、附属機関を設置するというスケジュールで対応を始めております。特に学校につきましては、文部科学省から法的強制力はないことを前提としながらも、すでに法が施行されている状況であることを踏まえ、先ほどお話をしました、学校における基本方針の策定や組織は3月末までに策定設置することが望ましいと説明をされております。策定・設置が求められているものにつきましての一覧は資料2をご覧ください。学校、教育委員会、高知市の別にまとめております。このような状況から、高知市教育委員会としまして、必置として対応が求められている「学校いじめ防止基本方針」の策定や組織の設置及び重大事態に対処するための組織を兼ねることができる教育委員会の附属機関の設置を対応可能な状況にすべく、現在準備を進めているところでございます。

なお、中段にあります教育委員会の附属機関につきましては、構成員として、専門的な知識・経験を有する第三者などとありますように弁護士・臨床心理士・精神科医・大学教授・警察官・教員OB等の参画をはかり年3回程度の会議を開催し、高知市教育委員会や高知市立学校におけるいじめ防止対策やいじめ事案への対応について評価、検証、改善策を提示、さらに重大事案の発生時には調査組織として活動し、いじめ事案等についての調査、事案の検証をすることを考えております。

また、上にあります努力義務であります、いじめ防止基本方針及びいじめ問題対策連絡協議会につきましても今後事務局内で調整し、市長部局と相談のうえ検討してまいりたいと考えております。

別添資料をご覧ください。文部科学省が決定をいたしました、いじめ防止等の基本的な方針です。詳しく申し上げる時間はございませんが、目次を見ていただきますと、第1対策の基本的な方向に関する事項、第2対策の内容に関する事項を、国、地方公共団体、学校が実施すべき施策と分けて述べております。最後に、4重大事態への対処となっております。ここでは、基本方針の策定や校内組織の役割等を具体的に示し、重大事態等の内容を具体的に例示したもので、法の解釈運用についての解説版としての役割も担うものとなっております。従いまして、各学校が基本方針を策定する際には、この方針を参酌し学校の実情に応じて、当該学校におけるいじめ防止対策における基本的な方針を、主体的に定めていくようお願いしていきたいと考えております。いじめ防止対策法や基本方針では、これまで痛ましい出来事が繰り返されてきたという反省に立ち、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置について、体系的計画的な取組みと組織的な対応がより一層求められております。痛ましい大津の事件の中でも、特に2点ありまして、いじめの認知が遅れたこと、2点目としては、組織としてこの問題に対処できなかったこと、というところがございますので、そういうところについて主体的に取り組んでいきたいと思っております。今後準備を進めていくにあたり、国や高知県の方向を把握しながら対応が滞ることがないように努めてまいります。以上で説明を終了いたします。

門田委員長

よろしいでしょうか。特にご意見はございませんか。

特にないようでしたら次へ移ります。「平成26年度教育委員会機構及び定数（案）について」事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課長

次に、平成26年度教育委員会の機構及び定数変更の方向性について、ご説明をさせていただきます。「平成26年度教育委員会の機構及び定数案について」というタイトルの資料を1枚めくっていただき、「平成26年度機構改革案」と表題が打たれました資料をご覧くださいと思います。

この資料は、本市の部局長以上のメンバー等で構成される行政改革推進本部会が、来年度の高知市の機構等について、今月の11日に最終案としてまとめたものです。

その内容でございますが、教育委員会に関連する部分のみご説明させていただきます。

1の方向性をご覧ください。2行目から、「特に、少子化・子育て支援の分野では、少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげるため、新たな制度である「子ども・子育て新システム」が発足することから、これにあわせて、本市の子ども施策を総合的に推進するため、新たに「こども未来部」を設置する。」ということが書かれております。

それを受けて、2の機構改革の内容をご覧いただきたいのですが、(1)部局の見直しということで、先ほどの目的を達成するために、こども未来部の設置ということに案としてはなっております。(2)の課の見直しですが、こども未来部の構成内容としましては、子育て支援課を廃止はしますが、二つ目、三つ目の印のところにありますように保育幼稚園課、子育て給付課、子ども育成課など、こういった課を構成する部を設置しまして、新たな「子ども・子育て新システム」の対応をしていく状況になっているところです。

教育委員会と直接関係するところで、次の2ページの(5)その他をご覧いただきたいと思います。その①、②が関連するところがございます。①の放課後児童クラブを、教育委員会からこども未来部へ移管、②の放課後子ども教室、放課後学習室及びかがみ幼稚園に係る教育委員会の事務を、こども未来部において補助執行により実施ということです。補助執行と申しますのは、もともと教育委員会の事務であります、市長事務部局に委任をするという形で事務を行うという、地方自治法上に定められた事務の進め方でございます。そういったことが、市長事務部局から移管等が求められているという状況でございます。

こうした方向性につきまして、高知市では、こういった施策をより効果的に推進することを目的に、昨年度7月から、高知市子ども・子育てに関する施策等検討委員会を設置して、機構のあり方等を検討し、本年2月に市長に報告を行っております。教育委員会も、関係各課の職員が委員として参画しており、報告書では、そういった国の流れに沿って、子育て支援、保育所、幼稚園、母子保健サービス、放課後児童クラブ等学校教育関係以外の施策について一元化を図る方向が示されており、今回のこの本部会の最終案は、そうした報告書を基に庁内で改めて検討を経まして、先ほどの行政改革推進本部会に提出し承認されたものであり、この考え方について、12月議会に関連条例議案が提出されるという流れになっております。

教育委員会の主な考え方ではありますが、放課後児童クラブ事業は、国の施策の中でも子ども子育て支援事業計画の対象事業と位置付けられておまして、地方公共団体における窓口の一本化のなかで対応するようということが求められておりますことや、また、他の子ども施策との連携強化も期待できることから、こども未来部への移管が適当であると考えております。また、放課後子ども教室、放課後学習室の事業は文部科学省所管の事務ではありますが、放課後児童クラブとの一体となった管理や事業推進が必要でありまして、放課後児童クラブとともに、こども未来部での事務執行が効果的であるのではないかと考えております。

また、幼稚園に係る事務につきましても、国の方針の下で一元対応での執行が適当であると考えております。こちらも補助執行での市長事務部局での事務が執り行われることが適当であると考えております。なお、就学前教育に関する事務につきましては、引き続き教育委員会で対応を行うこととしております。

こうした事務の移管等に対応するための、教育委員会の機構の見直しの方向性についてであります。資料の表紙に戻っていただけますでしょうか。正式には関連規則の改正ということで、今後の定例会にお諮りをしたいと思っておりますが、表紙の機構改革案で具体的な内容を示しております。

放課後3事業が移管となります青少年課につきましては廃止することとし、放課後3事業以外の青少年課の所管事務、中ほどの機構図、網かけ部分の一番右端のところに事務が列挙されておりますけれども、そういった事務につきましては、青年期における社会教育との観点から生涯学習課に移管していきたいと考えております。なお、この資料にはお示しできていませんが、青少年課が担当しておりますPTA連合会関連の事務につきましては、学校教育と関連が強いことから、人権・こども支援課に移管したいと考えております。

それと、機構図の下の※のところですが、幼稚園に係る事務につきましては、現在、学校教育課を中心に対応しておりますが、今回当該事務を行うため、市長部局から求められている人数は1名でありますことから、これに関する直接の機構上の変更はありません。

最後に定数に関してでございますが、資料の下のところをご覧ください。

市長事務部局と協議の結果、平成26年度の教育委員会の定数であります。囲みのところに書いてございますが、382人から364人へ18人の減ということになっています。18人の内訳ですが、今回のこども未来部への移管等に伴い、幼稚園事務で1減、児童クラブ事務で7減、それとは別に26年度からの給食調理の民間委託化、それに伴って8減、また、新堀小、追手前小統合に伴い今年度2減となっておりますので、その分を合わせまして18人が26年度から定数としては削減されるということになっております。説明は以上です。

門田委員長

なにか、質疑はありますか。

西森委員

1つだけよろしいでしょうか。

調理委託と用務の関係で減になっている合計10名の方がいらっしゃいますが、この方々は職務の転換みたいなことになるのですか。

教育政策課長

他の学校で調理の職もありますので、そちらのほうに回っていただいている状況です。

門田委員長

他にございませんか。

では、以上で本日の教育委員会は終了いたします。

閉会 午後5時10分

署名

委員長 _____

3番委員 _____